

平成28年度第2回庁議提案 審議・**報告**・その他

提出日：平成28年4月25日

担当部・課：財務部資産税課〔内線3112〕

<b>① 件名</b>
石巻市企業立地促進等に係る同意集積区域における固定資産税の課税免除条例並びに石巻市復興産業集積区域における固定資産税及び都市計画税の課税免除に関する条例の適用期間の延長について
<b>② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）</b>
<b>【背景】</b> 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令等の一部を改正する省令が平成28年3月31日に公布、同年4月1日から施行された。 これに伴い、固定資産税等の課税免除となる対象エリアの変更または対象となる資産の取得適用期間が延長され、市が定めている企業立地促進法及び復興特区法関係の条例においても同様の措置を講ずるもの。 <b>【目的】</b> 関係法令と同様の措置を講ずることにより、新たな企業立地や震災復興に係る設備投資の促進を図るものである。
<b>③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性</b>
<b>【根拠法令】</b> 1 企業立地促進法関係 (1) 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条 (2) 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令第3条 (3) 石巻市企業立地促進等に係る同意集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例 2 復興特区法関係 (1) 東日本大震災復興特別区域法第43条 (2) 東日本大震災復興特別区域法第43条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令 (3) 石巻市復興産業集積区域における固定資産税及び都市計画税の課税免除に関する条例 <b>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・<b>無</b>〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</b>

<p>④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）</p>
<p>1 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体を定める省令等の一部を改正する省令（平成28年総務省令第35号）が平成28年3月31日に公布、同年4月1日施行</p> <p>2 石巻市企業立地促進等に係る同意集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例並びに石巻市復興産業集積区域における固定資産税及び都市計画税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を、地方自治法第179条第1項の規定により、平成28年3月31日に専決処分、<b>同年4月1日施工</b></p>
<p>⑤ 主な内容</p>
<p>1 企業立地促進法関係 企業が定められた区域以外で新規立地等を行う場合、自治体が構成する地域産業活性化協議会にて基本計画の変更を要し、国から同計画の変更同意を得る必要があるが、今回、平成28年3月31日までの同意期限を平成29年3月31日まで1年間延長するもの。</p> <p>2 復興特区法関係 (1) 企業による新設又は増設された対象設備等の取得期間を国による復興推進計画認定日から平成28年3月31日と規定していたが、平成29年3月31日まで1年間延長するもの。 (2) 東日本大震災区域法に規定する指定事業者又は指定法人に指定する期間を国による復興推進計画の認定日から平成28年3月31日までと規定していたが、平成29年3月31日までの1年間延長するもの。</p>
<p>⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）</p>
<p>指定区域内において、企業の設備投資が図られる。なお、課税免除による税減収分は、企業立地促進法関係は一部を普通地方交付税で、復興特区法関係は全額を震災復興特別交付税で補填される。</p>
<p>⑦ 他の自治体の政策との比較検討</p>
<p>指定区域を有する市町村は同様に改正予定</p>
<p>⑧ 今後の予定及び施行予定年月日</p>
<p>次回に開催される市議会に報告し、その承認を求める。</p>
<p>⑨ その他</p>
<p></p>